



損保ジャパン日本興亜DC証券の現状

2018年3月期

業務及び財産の状況に関する説明書

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所に備え置き公衆の縦覧に供するために作成したものです。

損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

< 目 次 >

I 当社の概況及び組織に関する事項	
1. 商号	2 頁
2. 登録年月日（登録番号）	2 頁
3. 沿革及び経営の組織	3 頁
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びに その株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に 係る議決権の数の割合	4 頁
5. 役員の氏名又は名称	5 頁
6. 政令で定める使用人の氏名	5 頁
7. 業務の種別	5 頁
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	6 頁
9. 苦情処理及び紛争解決の体制	6 頁
10. 加入する金融商品取引業協会	6 頁
11. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	6 頁
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	7 頁
13. 加入する投資者保護基金の名称	7 頁
II 業務の状況に関する事項	
1. 当期の業務の概要	7 頁
2. 業務の状況を示す指標	9 頁
III 財産の状況に関する事項	
1. 経理の状況	12 頁
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	18 頁
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	19 頁
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	19 頁
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	19 頁
IV 管理の状況	
1. 内部管理の状況の概要	19 頁
2. 分別管理等の状況	23 頁
V 連結子会社等の状況に関する事項	
1. 当社及びその子会社等の集団の構成	24 頁
2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、 資本金の額、事業の内容等	25 頁

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

（1）金融商品取引業

2007年9月30日 （ 関東財務局長（金商）第106号 ）

（2）確定拠出年金運営管理業 （ 登録番号 ）

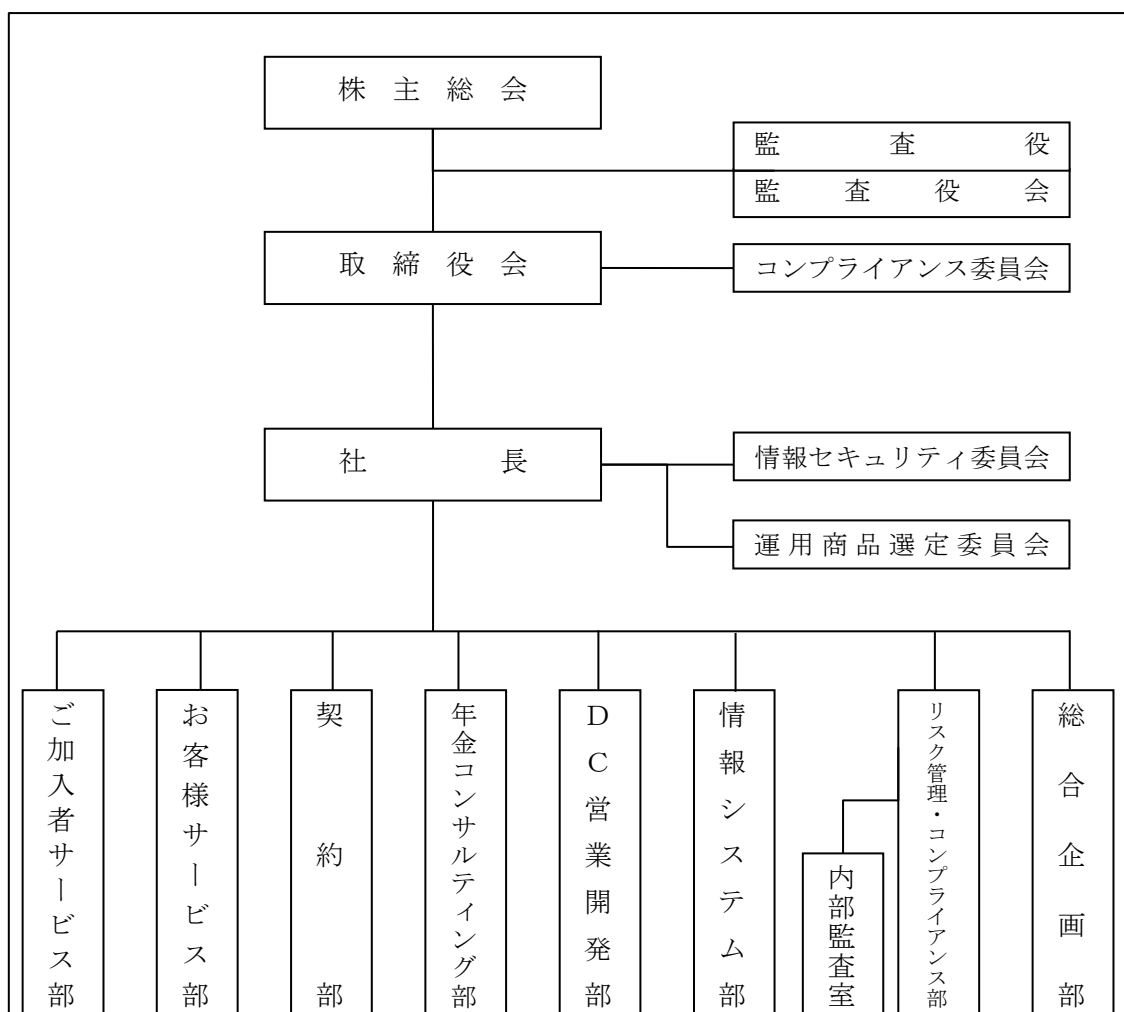
2001年11月27日 （ 15 ）

3. 沿革及び経営の組織

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
1999年 5月	安田火災シグナ証券株式会社の設立
1999年 10月	証券営業の開始 「積立ファンドプラン」の発売
2000年 1月	年金コンサルティング業務の開始
2000年 6月	証券投資顧問業の開始
2001年 11月	確定拠出年金運営管理業の開始
2002年 7月	損保ジャパン・シグナ証券株式会社に商号変更
2002年 8月	確定拠出年金サービス英語対応開始
2003年 1月	株主割当増資（7億2千万円）
2003年 9月	株式会社損害保険ジャパンによる100%子会社化
2003年 9月	株主割当増資（18億円）
2003年 10月	損保ジャパンDC証券株式会社に商号変更
2003年 11月	ハッピーエイジング総合型企業年金プラン募集開始
2004年 3月	株主割当増資（13億円）
2004年 7月	新レコードキーピングシステム「DCPARK」のリリース
2005年 4月	株主割当増資（10億円）
2006年 3月	「ISMS認証基準（Ver. 2.0）」及び「BS7799-2：2002」を運用関連 運営管理業務と記録関連運営管理業務について取得
2006年 5月	株主割当増資（6億9千万円）
2006年 9月	個人情報保護に関する事業者認定制度である「プライバシーマーク」の認定
2007年 5月	株主割当増資（9億9千万円）
2009年 8月	無償減資（95億円） 株主割当増資（10億円）
2014年 9月	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社に商号変更

(2) 経営の組織 (2018年6月30日現在)



4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	250,000 株	100 %
計 1 名	250,000 株	100 %

5. 役員の名義又は名称 (2018年6月30日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	北 修一	有	常勤
常務取締役	川原 宏之	無	常勤
常務取締役	藤田 完爾	無	常勤
取締役	紀藤 哲夫	無	常勤
取締役	那須 正尚	無	非常勤
監査役	上西 康文	無	常勤
監査役	遠藤 憲	無	非常勤
監査役	田中 尉元	無	非常勤

(注) 監査役の上西康文、田中尉元の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名 (2018年6月30日現在)

氏名	役職名
川原 宏之	常務取締役
川上 裕二	リスク管理・コンプライアンス部長
西村 仁志	リスク管理・コンプライアンス部担当部長
鶴山 明久	リスク管理・コンプライアンス部 内部監査室長

- (2) 投資助言業務に関し、助言を行う部門を統括する者の氏名 (2018年6月30日現在)

氏名	役職名
三井 信京	総合企画部長
竹原 潤	総合企画部マネージャー

7. 業務の種類

- (1) 金融商品取引業 (金融商品取引法第2条第8項)

- ①有価証券の売買、市場デリバティブ取引、及び外国市場デリバティブ取引 (以下「有価証券の売買等」という。)
- ②有価証券の売買等の媒介、取次ぎ及び代理並びに取引所金融商品市場 (外国金融商品市場を含む。) における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ及び代理

- ③有価証券の募集、売出し又は私募の取扱い
- ④投資顧問契約に基づく投資助言業務
- ⑤有価証券の保護預り業務
- ⑥社債等の振替に関する法律第2条第1項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行う業務

(2) 金融商品取引業付随業務（金融商品取引法第35条第1項）

- ①受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- ②累積投資契約の締結
- ③有価証券に関連する情報の提供又は助言
- ④他の事業者の経営に関する相談に応じる業務

(3) その他の業務（金融商品取引法第35条第2項及び第4項）

- ①確定拠出年金運営管理業務
- ②集金代行業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地（2018年6月30日現在）

名 称	所 在 地
本 店	〒163-0650 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

9. 苦情処理及び紛争解決の体制

(1) 第一種金融商品取引業

苦情処理措置及び紛争解決措置として、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(F I NMAC)との間で特定第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結しています。

(2) 投資助言・代理業

- ①苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備しています。
- ②紛争解決措置として、東京弁護士会の設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会の設置・運営する第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会の設置・運営する第二東京弁護士会仲裁センターを利用しています。

10. 加入する金融商品取引業協会

日本証券業協会に加入しております。

11. 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当はございません。

1 2. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
該当はございません。

1 3. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金に加入しております。

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）における世界経済は、一部の地政学リスクが懸念されたものの、国際金融市場は安定を保ち、主要各国の経済が回復する中で緩やかな上昇基調で推移しました。わが国の経済は、回復基調の世界経済と好調な企業業績を背景に、緩やかな拡大を続けました。このことから、当事業年度の日経平均株価は、日次平均で約21,000円（前事業年度は約17,500円）となりました。一方、金利情勢については、日銀によるマイナス金利政策の継続により、依然として厳しい運用環境が続いています。

確定拠出年金市場については、2014年4月に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により、厚生年金基金制度導入企業が確定拠出年金制度への移行を選択する機会が増えたこと等により、当事業年度も順調に企業型確定拠出年金市場は拡大し、厚生労働省の調べでは、2018年3月末で加入者数6,481千人、企業型年金承認規約数5,830件、実施事業主数30,317社となっております。

また、2017年1月に施行された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、個人型確定拠出年金の加入対象者が大幅に拡大したこと、また確定拠出年金普及・推進協議会により「iDeCo」の愛称が付与され、官民一体となった普及活動を展開したことにより、国民年金基金連合会の調べでは、2018年3月末で個人型確定拠出年金加入者等数は1,386千人となっております。

当事業年度は、確定拠出年金市場の状況を踏まえ、企業型確定拠出年金の更なる受託増加と、個人型確定拠出年金の加入者獲得の取組を進めてきました。

企業型確定拠出年金については、営業要員の増強や提案先の拡大に資するチャネル拡大等の取組により、確定拠出年金の導入を検討している企業等に対し情報提供や提案活動を強化しました。

個人型確定拠出年金については、当事業年度から営業部門に個人型確定拠出年金の推進専門部署を設置して、主に2017年1月施行の法改正による加入対象者の拡大を期に販売提携を行った地域金融機関への販売推進を進めてきました。これにより、従来2～3千人ペースであった個人型確定拠出年金の加入者等数の年間の増加人数は、約16千人レベルまで飛躍的に向上しました。

お客さまサービス向上の取組関連では、2017年4月に加入者サイトのログインパスワードのメール通知サービスを開始しました。また、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け、当社は2017年9月に「お客さま

本位の業務運営方針」を策定・公表しました。加えて、法改正の説明等を目的とした訪問や説明会を行う中で、事業主とのコンタクトを増やしたほか、Web アンケートを通じて、事業主のニーズの把握に努めました。

これらの結果、当事業年度末において当社が受託する企業型確定拠出年金の規約承認件数は 813 プラン(含む再受託件数)、加入者数は 228,942 人(運用指図者を含む)、個人別管理資産額は 435,746 百万円(含む再受託管理資産)に上りました。

また、個人型確定拠出年金の加入者数は 57,215 人(含む運用指図者)、個人別管理資産額は 87,830 百万円(含む再受託管理資産)となりました。

また、特定非営利活動法人確定拠出年金教育協会が行う 2017 年度の事業主アンケート調査において、当社が重視する加入者数 300 名以上の事業主の総合満足度で業界 1 位を獲得しました。

当事業年度の営業収益は、企業型および個人型確定拠出年金の加入者数の増加、運用環境の改善等を受け、前年比 11.4%増の 2,098,871 千円となりました。一方、販売費・一般管理費は、法改正対応等の要因による大幅な増加が見込まれていましたが、全社的な生産性の向上にむけた取組等により、前年比 3.9%増の 1,725,207 千円にとどまりました。

これらの結果、経常利益は前年比 66.0%増の 377,726 千円となりました。当期純利益は前年比 56.1%増の 331,966 千円となり、増収増益を達成しました。

今後も、確定拠出年金事業の専業会社として、確定拠出年金運営管理サービスを当社 1 社で一元的に提供する「バンドル・サービス」や英語サービス等の当社特有のサービスの一層の強化・充実に向け取り組んでまいります。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：千円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
資本金	3,000,000	3,000,000	3,000,000
発行済株式総数	250,000株	250,000株	250,000株
営業収益	1,841,840	1,883,630	2,098,871
(受入手数料)	1,841,777	1,883,609	2,098,853
((委託手数料))	—	—	—
((引受・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	—	—	—
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	—	—	—
((その他の受入手数料))	1,841,777	1,883,609	2,098,853
(トレーディング損益)	—	—	—
((株券等))	—	—	—
((債券等))	—	—	—
((その他))	—	—	—
(金融収益)	63	21	18
純営業収益	1,841,840	1,883,630	2,098,871
経常利益	377,903	227,553	377,726
当期純利益	351,351	212,704	331,966

(2) 有価証券引受・売買等の状況

①株券の売買高の推移

該当はございません。

②有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：千株、百万円)

区分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
2016年3月期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—
	特殊債権	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	51,154	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	51,154	—	—
2017年3月期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—
	特殊債権	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	44,300	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	44,300	—	—
2018年3月期	株券	—	—	—	—	—	—
	国債証券	—	—	—	—	—	—
	地方債証券	—	—	—	—	—	—
	特殊債権	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	60,317	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	60,317	—	—

(3) その他業務の状況

(単位：千円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
確定拠出年金運営管理収入	850,999	896,563	981,751

その他の業務として、年金コンサルティング業務、集金代行業務がありますが、収益における重要性が低いことから、記載を省略しております。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	421.3%	416.5%	401.1%
固定化されていない自己資本 (A)	1,746	1,891	1,896
リスク相当額合計 (B)	414	454	472
市場リスク相当額	1	0	0
取引先リスク相当額	73	75	86
基礎的リスク相当額	339	378	386

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末
使 用 人	106人	123人	131人
(うち 外 務 員)	31人	27人	24人

Ⅲ 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	2017年3月期 (2017年3月31日現在)	2018年3月期 (2018年3月31日現在)
(資 産 の 部)		
流 動 資 産	2,323,634	2,495,156
現 金 ・ 預 金	1,827,990	1,944,367
預 託 金	130,000	130,000
前 払 金	66	312
前 払 費 用	10,675	11,288
未 収 入 金	26,534	40,362
未 収 収 益	272,858	302,721
繰 延 税 金 資 産	55,510	66,103
固 定 資 産	556,499	701,032
有 形 固 定 資 産	38,891	35,006
建 物 付 属 設 備	191	293
器 具 備 品	38,699	34,712
無 形 固 定 資 産	397,200	547,529
ソ フ ト ウ ェ ア	352,393	391,988
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	44,806	155,540
投 資 そ の 他 の 資 産	120,408	118,497
長 期 差 入 保 証 金	107,682	108,371
長 期 前 払 費 用	1,382	925
繰 延 税 金 資 産	11,343	9,200
そ の 他	587	587
貸 倒 引 当 金	△ 587	△ 587
繰 延 資 産	1,100	183,284
開 発 費	1,100	183,284
資 産 合 計	2,881,234	3,379,472

(単位：千円)

科 目	2017年3月期 (2017年3月31日現在)	2018年3月期 (2018年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
流 動 負 債	421,213	587,484
預 金	3,818	3,585
前 受 金	2,338	1,360
前 受 収 益	271,985	297,121
未 払 金	59,797	160,021
未 払 費 用	19,473	21,449
未 払 法 人 税 等	20,871	61,462
賞 与 引 当 金	39,562	37,683
役 員 賞 与 引 当 金	3,366	4,800
負 債 合 計	421,213	587,484
(純 資 産 の 部)		
株 主 資 本	2,460,021	2,791,987
資 本 金	3,000,000	3,000,000
利 益 剰 余 金	△ 539,978	△ 208,012
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 539,978	△ 208,012
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 539,978	△ 208,012
純 資 産 合 計	2,460,021	2,791,987
負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,881,234	3,379,472

(2) 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2017年3月期 自2016年4月 1日 至2017年3月31日	2018年3月期 自2017年4月 1日 至2018年3月31日
営 業 収 益	1,883,630	2,098,871
受 入 手 数 料	1,883,609	2,098,853
金 融 収 益	21	18
純 営 業 収 益	1,883,630	2,098,871
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	1,660,088	1,725,207
取 引 関 係 費	142,388	143,550
人 件 費	834,991	879,906
不 動 産 関 係 費	139,514	147,102
事 務 費	382,215	349,578
減 価 償 却 費	107,854	137,625
開 発 費 償 却	—	13,061
租 税 公 課	23,291	29,319
そ の 他	29,832	25,063
営 業 利 益	223,541	373,664
営 業 外 収 益	4,096	4,125
営 業 外 費 用	84	62
経 常 利 益	227,553	377,726
特 別 利 益	58,989	6,641
ソフトウェア使用許諾料	55,560	6,641
投資有価証券売却益	3,429	—
特 別 損 失	13,604	1,906
固定資産除却損	66	1,900
投資有価証券売却損	—	6
その他の臨時損失	2,058	—
減 損 損 失	11,480	—
税 引 前 当 期 純 利 益	272,938	382,461
法人税、住民税及び事業税	28,507	58,944
法人税等調整額	31,727	△ 8,449
当 期 純 利 益	212,704	331,966

(3) 株主資本等変動計算書

2017年3月期（自2016年4月1日至2017年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金		
		その 資本剰余金	その 剰余金 繰越利益剰余金				
2016年4月1日 残高	3,000,000	—	△ 752,682	2,247,317	2,316	2,249,634	
事業年度中の変動額							
当期純利益			212,704	212,704		212,704	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					△ 2,316	△ 2,316	
事業年度中の変動額合計	—	—	212,704	212,704	△ 2,316	210,387	
2017年3月31日 残高	3,000,000	—	△ 539,978	2,460,021	—	2,460,021	

2018年3月期（自2017年4月1日至2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金		
		その 資本剰余金	その 剰余金 繰越利益剰余金				
2017年4月1日 残高	3,000,000	—	△ 539,978	2,460,021	—	2,460,021	
事業年度中の変動額							
当期純利益			331,966	331,966		331,966	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	331,966	331,966	—	331,966	
2018年3月31日 残高	3,000,000	—	△ 208,012	2,791,987	—	2,791,987	

注 記 事 項

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。

無形固定資産…ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金…債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金…従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金…役員賞与引当金は、役員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

3. 繰延資産の処理方法

開 発 費…個人型確定拠出年金の市場開拓のために、地域金融機関向けに新たに設定した手数料体系に基づき支出した金額を計上し、支出時から5年で定額法により償却しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	14,898 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	39,349 千円
短期金銭債務	17,803 千円
3. 取締役及び監査役に対する金銭債権債務	
該当事項はありません。	

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業収益	210,290 千円
営業外収益	44 千円
営業費用	24,168 千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における発行済株式総数

普通株式 250,000 株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産	
繰越欠損金	47,346 千円
賞与引当金	11,531 千円
その他	7,225 千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>66,103 千円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>66,103 千円</u>

固定資産

繰延税金資産	
繰越欠損金	284,841 千円
税務上無形固定資産	23,788 千円
その他	6,833 千円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>315,463 千円</u>
<u>評価性引当額</u>	<u>△306,262 千円</u>
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>9,200 千円</u>
<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>9,200 千円</u>

〔金融商品に関する注記〕

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収入金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、適切な入金管理を行うことによりリスクの低減を図っております。

このほか、預託金は、金融商品取引法第43条の2の規定による顧客資産の分別管理に係る信託金であります。また、未払金はすべてが1年以内の支払期日であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	1,944,367	1,944,367	-
(2) 預託金	130,000	130,000	-
(3) 未収入金	40,362	40,362	-
(4) 未払金	(160,021)	(160,021)	-
(5) 未払法人税等	(61,462)	(61,462)	-

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金 (2) 預託金 及び (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払金 及び (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 長期差入保証金(貸借対照表計上額 108,371千円)は、移転等の計画がなく、実質的な債権の償還時期を見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められるものとして時価開示の対象としておりません。

[一株当たり情報に関する注記]

1. 一株当たり純資産額 11,167円95銭

(注) 一株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

貸借対照表の純資産の額	2,791,987千円
普通株式に係る純資産額	2,791,987千円
普通株式の期末発行済株式数	250,000株

2. 一株当たり当期純利益 1,327円86銭

(注) 一株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益	331,966千円
普通株式に係る当期純利益	331,966千円
普通株式の期中平均株式数	250,000株

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当はございません。

3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益

該当はございません。

4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益

該当はございません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第436条の規定に基づき、2017年3月期事業年度（自2016年4月1日至2017年3月31日）及び2018年3月期事業年度（自2017年4月1日至2018年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領しております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社は、法令諸規則を遵守した業務活動の遂行を確保するために、内部管理体制の強化および拡充に努めております。

(1) コンプライアンス委員会

当社は、内部管理体制の整備と点検および内部管理上の重要事案に係る審議を行うこと等を目的として、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。

(2) 個人情報保護・情報セキュリティ管理体制

2005年4月に施行された個人情報保護法や情報セキュリティに関する社会的要請に対応するため、2006年3月、確定拠出年金業界で初めて、情報セキュリティ管理体制に関する認証である「情報セキュリティマネジメントシステム」認証を、運用関連運営管理業務と記録関連運営管理業務につき同時に取得し、さらに、2006年9月には個人情報保護に関する事業者認定制度である「プライバシーマーク」の認定を受けております。

(3) 営業店等における内部管理体制

当社は、日本証券業協会の規則に基づいて、「内部管理責任者」を配置しております。内部管理責任者は、金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守した営業活動が行われるよう、担当部門の業務状況を管理するとともに、営業活動に重大な事案が生じた場合には、内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けることとなります。

(4) 管理部門

当社は、リスク管理・コンプライアンス部を設置し、日常の業務活動に係る指導や監視を行うとともに、法令諸規則の遵守について部長・内部管理責任者を初めとした職員全般への研修を行っております。

(参考情報)

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等に関する基本方針は下記の通りです。

<内部統制基本方針>

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびグループ経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取締役会において決議します。なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. SOMPOホールディングスグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に示します。
- (2) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で経営管理に関する覚書を締結し、同社に対して適切に承認を求めるとともに、報告を行います。
- (3) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、社外取締役への的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。
- (4) 「SOMPOホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

- (1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。
- (2) 「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。
- (4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ お客様の声対応基本方針」に従い、お客

さまの声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客さまの声対応体制を構築します。

- (6) 「SOMPOホールディングスグループ お客さまサービス適正管理基本方針」に従い、お客さまに提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客さまサービスの適正を確保する体制を構築します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客さまの情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本方針」および「I SMS構築方針」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。
- (9) 「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客さまの利益が不当に害されるおそれが典型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。
- (10) 「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力への対応に関する基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

- (1) SOMPOホールディングス株式会社が定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定します。
- (2) 重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。
- (3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。
- (4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。
- (5) 「SOMPOホールディングスグループ IT基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。
- (6) 「SOMPOホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。
- (7) 「SOMPOホールディングスグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。
- (8) 「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規

模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

(9) 課題別に専門的・技術的な観点から審議を行うために取締役会または社長の諮問機関として課題別委員会を設置します。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

(2) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務報告に係る内部統制基本方針」に従い、SOMPOホールディングスグループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役会においてその必要性を審議のうえ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役からの独立性を確保します。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む）および時期を定めることとし、役職員は、こ

- の定めに基づく報告、その他監査役の要請する報告を確実にを行います。また、監査役が当該定めのない事項について説明を求めるときであっても、速やかに対応します。
- (2) 当社は、役職員が監査役に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。
- (3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

9-3. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べる事ができるものとします。
- (2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。
- (3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含む）の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。
- (4) SOMPOホールディングス株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の監査役の求めに応じて、当社監査役との連携および当社役職員からの情報収集の機会を確保します。
- (5) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

2. 分別管理等の状況

1999年4月1日より金融商品取引業者の自己資産とお客さまからお預かりしている資産を明確に区分して管理する、「顧客資産の分別管理」が義務づけられました。

当社も、金融商品取引法、日本投資者保護基金・日本証券業協会等の諸規則に基づき、以下のとおりお客さまからお預かりしている資産の分別管理を行っており、お預かりしている資産を、確実に保全しております。

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

①顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項目	2017年3月31日現在の金額	2018年3月31日現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	0	2
期末日現在の顧客分別金信託額	130	130
期末日現在の顧客分別金必要額	0	0

②有価証券の分別管理の状況

イ)保護預り等有価証券

有価証券の種類		2017年3月31日現在		2018年3月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株数	－ 千株	－ 千株	－ 千株	－ 千株
債 券	額面金額	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
受益証券	口数	120,299 百万口	－ 百万口	126,634 百万口	－ 百万口
そ の 他	額面金額	－	－	－	－

ロ)受入保証金代用有価証券

該当はございません。

ハ)管理の状況

お客さまからお預かりしている有価証券は、投資信託振替制度における振替口座簿により記録しております。

また、お預かり有価証券と当社が所有する有価証券は、帳簿などで明確に区分管理し、お客様ごとの持ち分が直ちに判別できるようにしております。

③対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況

該当はございません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

①商品顧客区分管理信託の状況

該当はございません。

②有価証券等の区分管理の状況

該当はございません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

①法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

該当はございません。

②法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

該当はございません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当はございません。

2. 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等
該当はございません。

以 上